

### 3. 闘犬等取締条例の概要

平成23年4月1日現在

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正年月日)	内 容
北海道	北海道闘犬、闘牛、闘鶏取締条例 昭和24年6月5日公布 昭和24年6月5日施行 (昭和30年11月改正) (昭和33年4月改正) (昭和48年4月1日改正) (平成4年3月31日改正) (平成21年3月31日改正)	<p>第1条 犬(土佐犬を除く。)鶏、牛、その他の動物を、互にたたかわせてはならない。</p> <p>第2条 前条のたたかいを見せる目的で、公衆を集めてはならない。</p> <p>第3条 前2条の行為を教唆し、又はほう助してはならない。</p> <p>第4条 土佐犬をたたかわせようとする者は、北海道公安委員会(以下「公安委員会」という。)の定める手続により、公安委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項のたたかいをさせる場合においては、公安委員会の定める闘技の方法によらなければならない。</p> <p>第5条 公安委員会は、北海道公安委員会規則で、この条例の規定により公安委員会の権限に属する事務の一部を方面公安委員会に行わせるものとするができる。</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>一 第1条から第3条までの規定に違反した者。</p> <p>二 第4条第1項の許可を受けないで、又は同条第2項の闘技の方法によらないで土佐犬を闘わせた者。</p>
東京都	闘犬、闘鶏、闘牛等取締条例 昭和23年7月20日公布 昭和23年7月20日施行 (平成3年9月30日改正)	<p>第1条 犬、鶏、牛その他の動物を互に闘わせてはならない。</p> <p>第2条 前条の闘いを見せる目的で公衆を集めてはならない。</p> <p>第3条 前二条の行為を教唆し又はほう助してはならない。</p> <p>第4条 前三条の行為をした者は、5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
神奈川県	闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例 昭和31年10月1日公布 昭和31年10月1日施行 (平成22年8月3日一部改正)	<p>第1条 この条例は、粗暴又は残虐な風潮を助長するおそれのある闘犬、闘鶏、闘牛等を防止することにより、公共の危害を防止し、風俗をじゅん化し、動物の愛護を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 犬、鶏、牛その他の動物を互いにたたかわせてはならない。</p> <p>第2条 前条のたたかいを見せる目的で公衆を集めてはならない。</p> <p>第3条 前2条の行為を教唆し又はほう助してはならない。</p> <p>第4条 前3条の行為をしたものは、拘留又は科料に処する。</p>
石川県	闘犬、闘鶏、闘牛等取締条例 昭和50年7月8日公布 昭和50年7月8日施行 (平成4年5月1日改正)	<p>第1条 闘犬、闘鶏、闘牛等を禁止することにより、善良の風俗を保持することを目的とする。</p> <p>第2条 犬、鶏、牛その他の動物を互いに闘わせてはならない。</p> <p>第3条 前条の闘いを見せる目的で、公衆を集めてはならない。</p> <p>第4条 前条の行為を教唆し、又はほう助してはならない。</p>
福井県	闘犬、闘鶏、闘牛等取締条例 昭和33年10月13日公布 昭和33年10月20日施行 (平成4年3月26日改正)	<p>第1条 この条例は、闘犬、闘鶏、闘牛等を禁止することにより、善良な風俗を保持することを目的とする。</p> <p>第2条 犬、鶏、牛その他の動物を互にたたかわせてはならない。</p> <p>第3条 前条の闘技を見せる目的で、公衆を集めてはならない。</p> <p>第4条 前条の行為を教唆し、またはほう助してはならない。</p> <p>第5条 前二条の行為をした者は、十万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処する。</p>